

都市と自然が調和した、歴史と未来が交差するまち 蓮田

蓮田市都市計画マスタープラン

概要版



令和3（2021）年7月

蓮田市

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨とプランの位置づけ

都市計画マスタープラン策定の目的等

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにすることを目的としています。

蓮田市では、平成13年（2001年）2月に「蓮田市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりに関する様々な取組を進めてきましたが、現行のマスタープランが目標年次（2020年）に到達しました。そこで本市では、都市づくりに関わる状況の変化に弾力的に対応し、今後の土地利用や市街地整備などを総合的・一体的に推進していくため、新たな蓮田市都市計画マスタープランを策定することといたしました。

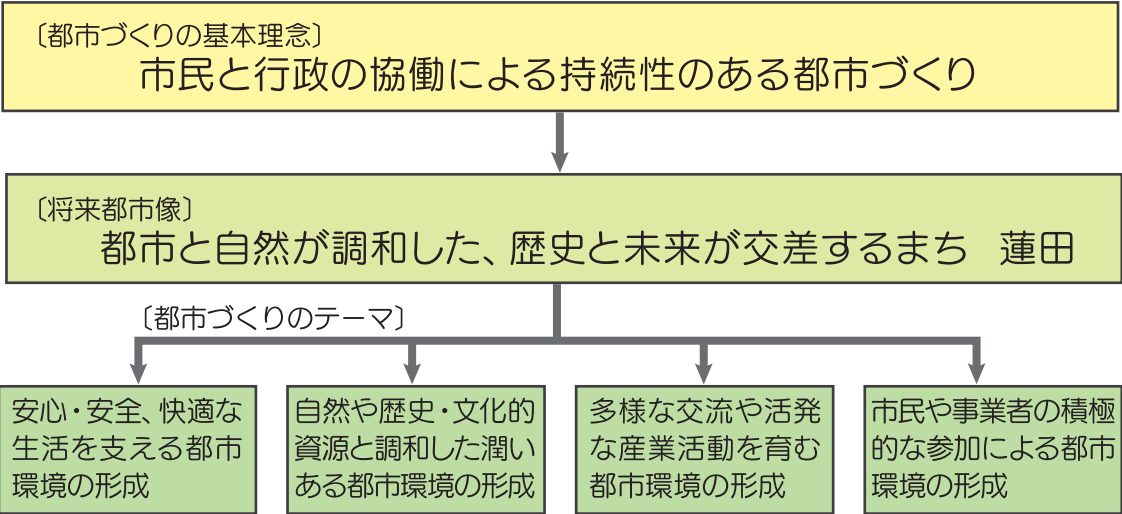
計画の期間

蓮田市都市計画マスタープランは、令和3年（2021年）を開始年次とする、おおむね20年を見据えた計画とします。

基準年次－令和 2年（2020年）
目標年次－令和22年（2040年）

2. 都市づくりの目標

都市づくりの理念



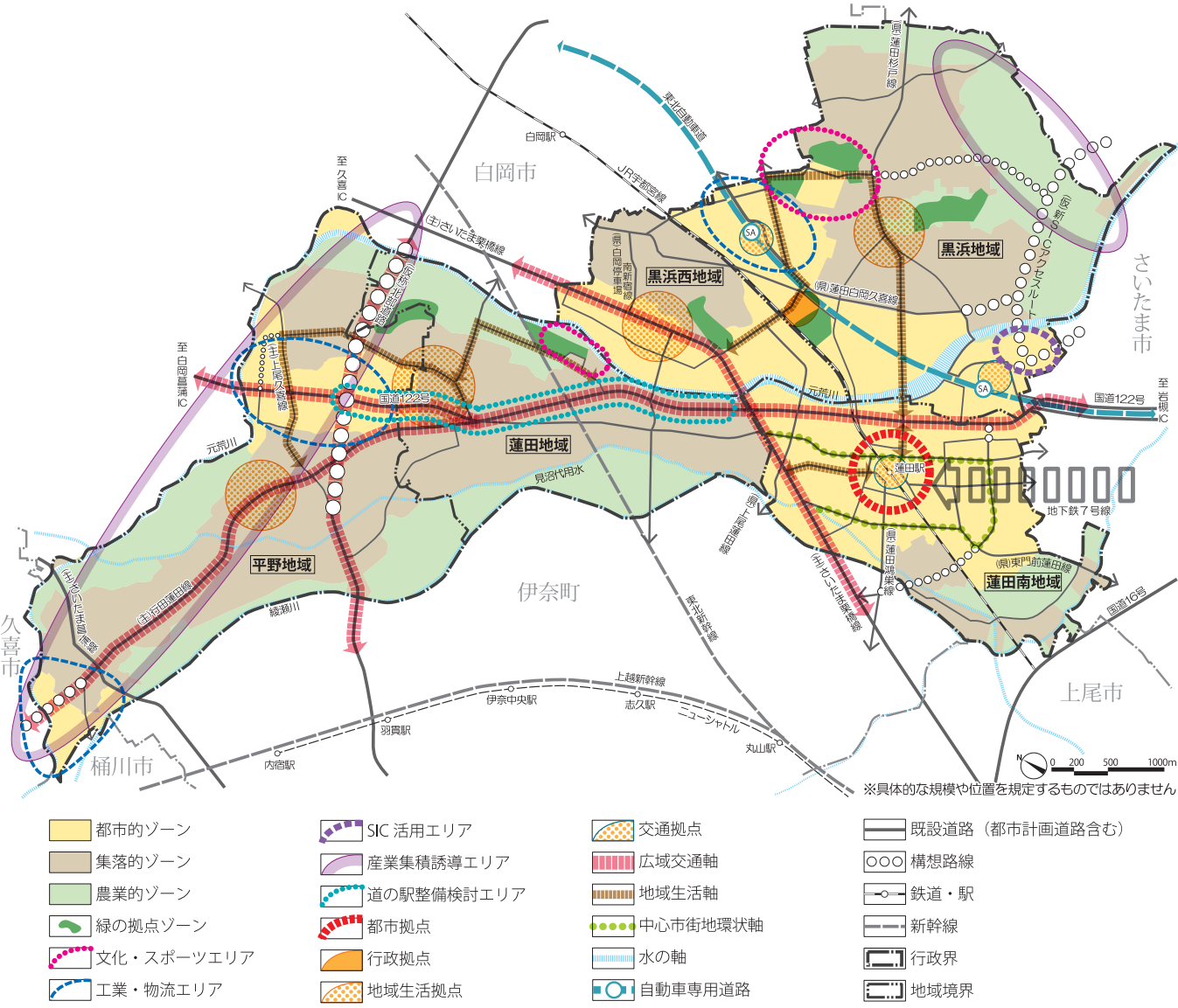
人口の目標

蓮田市都市計画マスタープランの中間目標年次及び目標年次の人口を以下のように設定します。

中間目標年次－令和12年（2030年）：59,700人
目標年次－令和22年（2040年）：56,300人

将来都市構造

将来の都市の基本的な形を示す「土地利用」「都市の拠点」等について、次のように設定します。



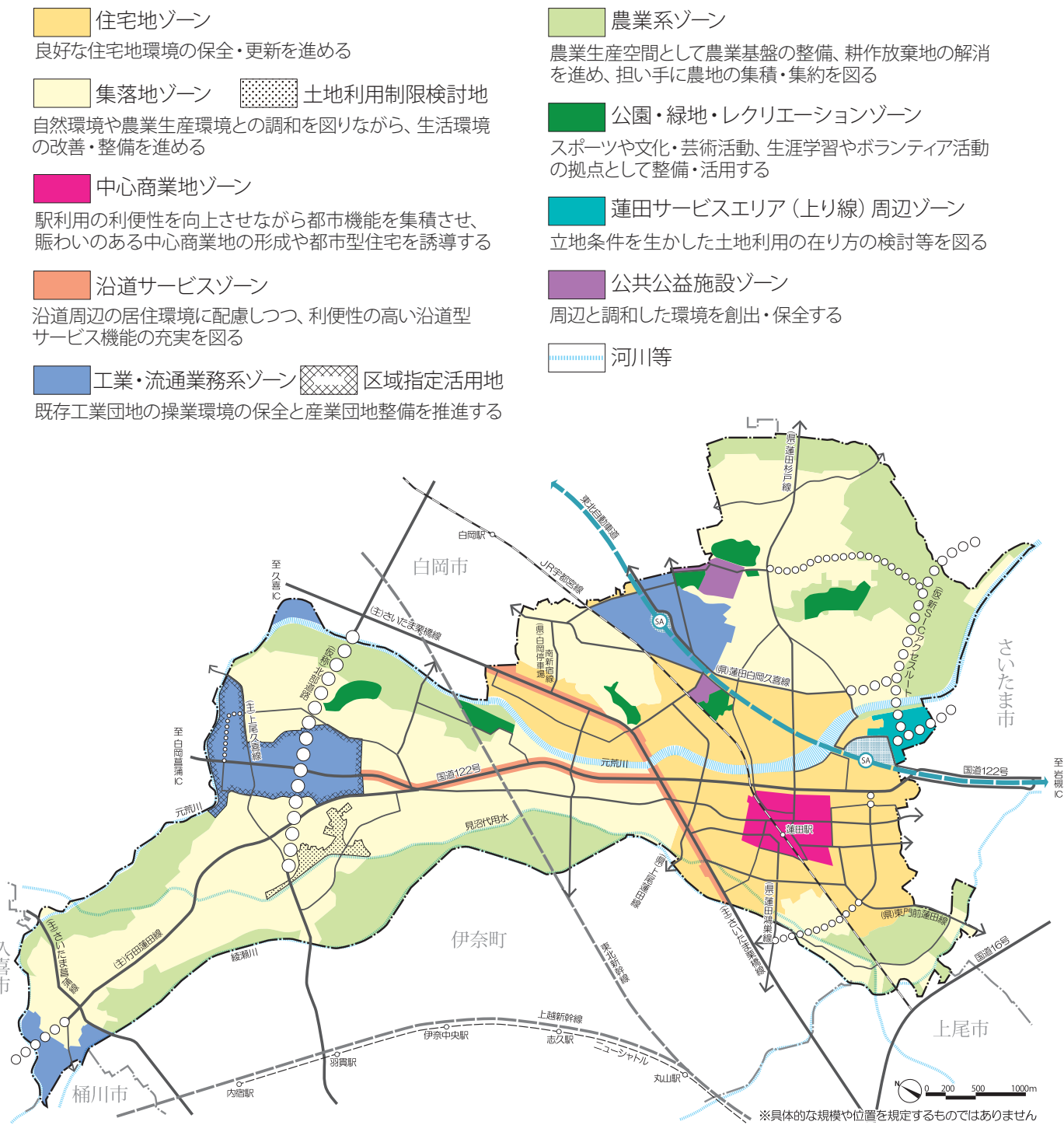
3. 都市づくりの基本方針

都市づくりの目標で定めた「都市づくりの理念」「将来都市構造」等を実現するための10の都市づくりの基本方針を定めます。

- 1 土地利用の方針
- 2 交通体系整備の方針
- 3 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針
- 4 河川等の整備及び生活排水処理の方針
- 5 その他の都市施設整備の方針
- 6 環境にやさしい都市づくりの方針
- 7 潤いのある都市づくりの方針
- 8 人にやさしい都市づくりの方針
- 9 安全な都市づくりの方針
- 10 協働による都市づくりの方針

土地利用の方針

安心・安全、快適な生活を支える居住地の育成 / 都市の活力を育む土地利用の育成 / 豊かな自然や歴史・文化環境の保全・活用…を基本として、土地利用を9つのゾーンに区分、配置し、適切な土地利用誘導施策によりその実現を図ります。

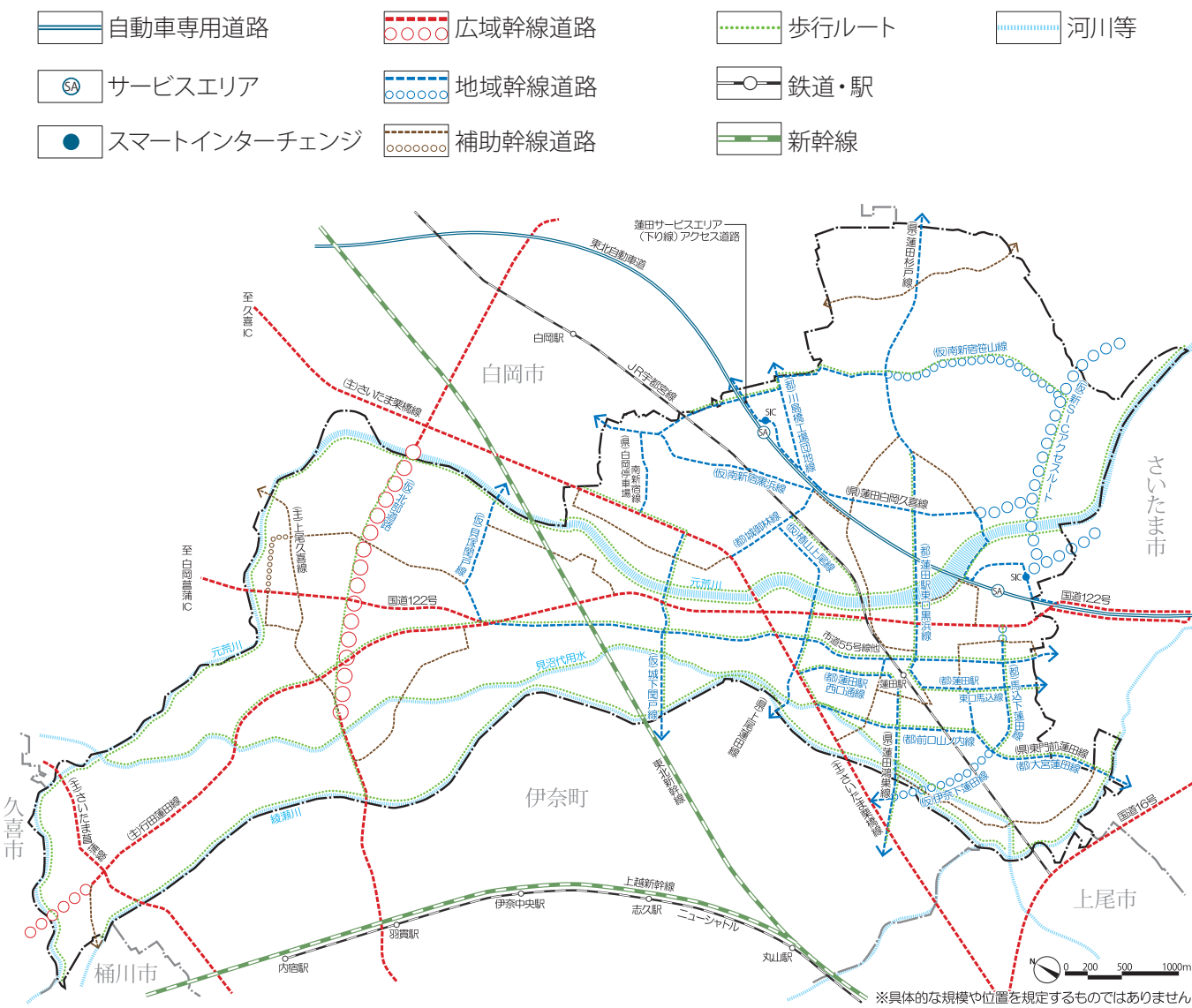


ここでは土地利用と交通の方針を取り上げています。その他の方針については、計画書をご覧ください。

交通体系整備の方針

広域と連携する道路網の整備 / 都市を支える体系的な道路網の整備 / 公共交通の利便性向上…を基本として交通体系整備を進めます。

自動車専用道路 / 広域幹線道路 / 地域幹線道路 / 補助幹線道路
…を自動車交通を支える道路の段階構成として、体系的な道路網の整備を進めます。

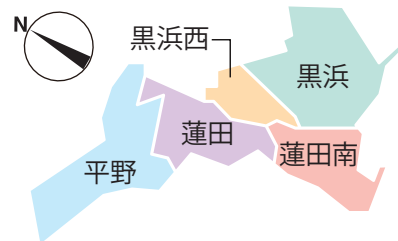


4. 地域別構想

市域を5地域に区分し、それぞれの地域のまちづくりの方向性を定めます。

- | | |
|---------------------|-----------|
| 専用住宅地ゾーン | 都市拠点 |
| 住商複合地ゾーン | 行政拠点 |
| 集落地ゾーン | 地域生活拠点 |
| 土地利用制限検討地 | 交通拠点 |
| 中心商業地ゾーン | 市の施設 |
| 近隣商業・業務地ゾーン | 学校 |
| 沿道サービスゾーン | 警察・消防／その他 |
| 工業・流通業務系ゾーン | 寺院・神社 |
| 区域指定活用地区 | |
| 農業系ゾーン | |
| 公園・緑地・レクリエーションゾーン | |
| 公園緑地 | |
| 蓮田サービスエリア(上り線)周辺ゾーン | |
| 公共公益施設ゾーン | |
| 河川等 | |
| 自動車専用道路・SA | |
| 広域幹線道路 | |
| 地域幹線道路 | |
| 補助幹線道路 | |
| 歩行ルート | |
| 鉄道・駅 | |
| 新幹線 | |

※具体的な規模や位置を規定するものではありません



地域のまちづくりの目標

**住み続けたい・
住んでみたいまち**

子育て世代から高齢者まで
快適に暮らせるまち

黒浜西地域

白岡市

まちづくりの目標

**悠久の空の下、
過去と未来が出会うまち**

豊かな緑や歴史に触れながら
未来を明るく目指す交流のあるまち

黒浜地域

白岡市

さいたま市

白岡市

伊奈町

蓮田地域

地域のまちづくりの目標

安心のさと

豊かな自然と
地域コミュニティに支えられた
楽しく安心して暮らせるまち

蓮田南地域

地域のまちづくりの目標

100年暮らしたいまち

利便性・安全性を兼ね備えた
賑わいに満ちた活力あるまち

さいたま市

上尾市

伊奈町

白岡市

伊奈町

平野地域

地域のまちづくりの目標

**ぬくもりのあるくらしと
希望が調和するまち**

安心・安全なくらしと
活発な産業活動が共存するまち

5. 計画的な都市づくりの推進

以下のような取り組みにより計画的な都市づくりを推進します。

① 個別計画の策定と都市計画の決定

都市計画マスタープランで示されている方針を基本として、具体的な計画づくりを行うとともに、個々の計画や事業の熟度等を考慮し、市民の理解と協力を得ながら、適切な時期に都市計画として決定していきます。

② 独自ルールの策定

良好な景観や住環境の保全・向上等を実現するため、条例による市独自のまちづくりへの取組や、地区計画を含めた市民や地権者の参加を基本としたルールづくりを検討します。

③ 安定的な財源の確保

まちづくりの目標やまちづくりの方針を実現するため、都市計画の手法やまちづくりに関係する補助金・交付金制度を総合的に活用して、具体のまちづくりを推進していきます。

④ 都市計画マスタープランの適切な進行管理

都市計画マスタープランに即した個々の事業や計画について、適時、評価や検証を実施し、適切な進行管理を行います。

⑤ 社会情勢等に対応した見直し

社会経済の動向や本市に関連する広域的な都市整備の動向、都市づくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

発 行：蓮田市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当

埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

電話番号：048-768-3111（代表） ファクシミリ：048-765-1700

メール：toshikei@city.hasuda.lg.jp

ホームページ <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>

